破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１５５３号
さいたま市西区西大宮３丁目38番地１　デュオヒルズ西大宮ザ・グランテラス319
債務者　大津　文香（旧姓佐藤、本田）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６６７号
埼玉県川口市東川口４丁目５番17号　ハイツ井口101
債務者　金子　朝枝
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６８４号
埼玉県蕨市塚越６丁目22番18号　コーポさつき103号
債務者　服部　武史
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７０５号
さいたま市岩槻区大字小溝1078番地４　つばさ荘４号室、旧住所埼玉県ふじみ野市大井中央２丁目７番３号　さくらふじみ野ハウス101
債務者　齋藤　信
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７０６号
さいたま市浦和区木崎５丁目29番17号　グランコート木崎106
債務者　松下　光美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７６０号
さいたま市中央区鈴谷３丁目３番22号　パディプレイス201
債務者　石井　宏美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７７３号
さいたま市桜区大字大久保領家540番地５―304
債務者　柴崎　隆
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７８４号
さいたま市岩槻区南平野４丁目19番地７
債務者　高橋貴代美
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５５４号
埼玉県草加市谷塚仲町368番地１　ファーストハイツ201号、旧住所埼玉県草加市瀬崎３丁目36番26―408号
債務者　熊谷　育子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第６４５号
埼玉県草加市柳島町509番地　ワイズハマ103号
債務者　庄司沙也加（旧姓山田）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３７９号
埼玉県行田市佐間１丁目30番20号　親睦コーポ205、旧住所埼玉県行田市佐間３丁目18番13号　レオパレスグランシャリオ106
債務者　田邉　悠太（旧姓星）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日までさいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第４０１号
大阪府泉佐野市俵屋257番地の１（805）
債務者　芝軒　将史
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４０２号
大阪府泉佐野市俵屋257番地の１（805）
債務者　芝軒　唯
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４９０号
大阪府阪南市石田633番地の７　201号
債務者　大原　叶
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５５２号
大阪府和泉市光明台三丁目７番32―401号
債務者　日野上正和
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５８３号
大阪府和泉市幸一丁目２番８号（旭ハウス１階２号室）
債務者　岩渕　美紀
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係